

指定出資法人の役員への府職員の派遣に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	3名	うち府退職者	0名
			その他		0名	
	非常勤	11名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	77名		うち府派遣	10名	うち府退職者	20名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>I まちづくりコーディネート事業</p> <p>1 まちづくり活動支援事業</p> <p>(1) 密集市街地まちづくり活動支援事業</p> <p>(2) 公共空間まちづくり活用支援事業</p> <p>(3) まちづくり初動期活動支援事業</p> <p>(4) まちづくり普及啓発事業</p> <p>2 まちづくり技術支援事業</p> <p>(1) 土地区画整理等支援事業</p> <p>(2) 市町村道路施設点検等支援事業</p> <p>(3) 市町村職員技術研修事業</p> <p>II 環境共生型まちづくり事業 (阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業)</p> <p>III 大阪北摂霊園事業</p> <p>○収益事業</p> <p>IV 駐車場運営事業</p> <p>V 不動産賃貸管理事業</p> <p>○その他事業</p> <p>VI 近隣センターまちづくり事業</p>					
対象役員	常務理事(常勤)					

【法人の課題等】

1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」をめざす

既成市街地を中心に再生・リニューアルの取組みが進む一方で、空き地・空き家の増加やインフラの老朽化等への対応、頻発する集中豪雨や地震への防災力の向上が喫緊の課題とされている。こうした都市政策に対応するため、大阪府や府内市町村では、それぞれの地域課題に応じた施策を進めているが、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足により、計画立案や施策実行に課題・不安を抱えている。

このような中で、法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献し、「まちづくりの総合コーディネート財団」として、法人プレゼンスを高めていくことが必要である。

2 中期経営計画(令和3年7月策定・令和6年3月改定)の着実な実施を図る

○ 公益目的事業では、

ア 密集市街地まちづくり活動支援事業は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、旧方針の目標が達成できなかったことから、危険密集の早期解消に向けて取組みの強化を図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。

イ 公共空間まちづくり活用支援事業は、堂島川(中之島バンク)での公と民をつなくコーディネーターとしての実績・ノウハウを活かし、河川、道路等の公共空間を活用したまちづくりの主体となる市町村等に対し、案件に応じ、事業スキームの提案やステークホルダーとの調整、関係者による事業化に向けた協議会の運営など、良質で魅力あるまちづくりを図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。

ウ 土地区画整理等支援事業は、幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの継続した事業支援が必要である。

特に近年では、空地が増加している既成市街地において土地の再編によるまちづくりが求められるなど、地域の特性に応じたよりきめ細かな支援が求められている。

エ 市町村道路施設点検等支援事業は、道路法改正により、橋梁等の道路施設について道路管理者が5年ごとに点検することが義務付けられている。センターによる点検業務の一括発注による支援とともに、点検の結果、損傷等が著しい橋梁については、早期な対策が求められており、特に中小規模の市町村では、事業実施に係るノウハウが不足しているという課題があり、対策も含めた技術支援事業を継続的に実施していくことが必要である。

オ 市町村職員技術研修事業は、都市基盤施設の整備や維持管理に係る基礎的事項から実践的なものまで市町村行政に直結する内容となっており、市町村における技術力の維持・向上を図るため、市町村道路施設点検等支援業務を通して得られた知見を活かしながら、継続したセンターの支援が必要である。

カ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業及びまちづくり事業）は、浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集するなど、着実に埋立造成事業を進めるとともに、緑豊かな水辺環境の創出、都市環境の改善に取組む必要がある。

キ 大阪北摂霊園事業は、「墓ばなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づき計画的な修繕・改修等を実施するなど経費の平準化にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

○ 収益事業では、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区、北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討するなどの取組みが必要である。

○ その他事業では、近隣センターの引継ぎについては、地権者等も含め合意形成に時間を要している。さらなる施設老朽化や地権者の高齢化、核店舗の撤退や空き店舗の増加など近隣センターを取り巻く状況が大きく変化している中で、近隣センターの活性化やまちづくりへの活用に向けて、関係者の合意形成を図りつつ、地元市や地権者等の取組みへの支援やコーディネート、センター所有資産のまちづくりへの活用などに取り組んでいくことが求められている。

○ センターを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、健全な財務を維持するため、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。

【上記課題に対する対応方針等】

1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」をめざす

センターがこれまで蓄積してきたまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府の施策の補完・代行的役割を果たすとともに、良質なまちづくりの推進主体である市町村の技術職員の育成や事業の技術的支援を行うことで、まちづくりにおける課題解決に貢献する。

また、府民認知の向上を図ることを目的に、広報戦略の一層の工夫、会合やセミナー参画など、関係自治体や民間企業とコラボする機会の醸成を行うことに加え、市長会・町村長会での事業概要のプレゼンや市町村職員技術研修の内容の充実などを進める。

2 中期経営計画を着実に実施する

○ 公益目的事業では、

ア 密集市街地まちづくり活動支援業務は、従来の支援策の拡充を図るとともに、府が令和3年3月に改定した「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、基本財産を取り崩した財源を活用し、助成制度の効果的運用や「技術者派遣」などマンパワー不足の地元市への人的支援などを通じて、令和7年度までの危険密集の概ね解消（平成24年当初の9割以上）を目標に取組みを進める。

イ 公共空間まちづくり活用支援事業は、此花西部臨港緑地（安治川下流部の桜島入堀上流右岸の河川区域、USJに隣接）などにおいて「民間活力を導入し、エリアのポテンシャルを最大限に活かした水辺遊歩空間の創出と舟運ネットワーク形成による水辺賑わいづくり」の実現に向けて取組みを進める。

ウ 土地区画整理等支援業務は、より効果的な支援となるよう、助成だけにとどまらず、まちづくり構想を策定する地元勉強会等への職員派遣などの人的支援を図るとともに、地権者の合意形成から事業完了までを一貫してサポートする。

また、業務の「複数年受託契約」や測量・物件調査・設計等の業務を含む「包括受託契約」の導入を発注者に働きかけ、これまでの実績を最大限に活用して業務の受注をめざす。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、府内市町村に対する技術支援事業を拡大するため、引き続き市町村との協議・調整を図るとともに、協定未締結の市（残り4市）との協定締結を図る。

また、府内市町村において、建設系技術職員が減少している中でも、市町村が定期点検に対応できるよう体制・ノウハウ構築を支援すること、さらに適切にインフラ老朽化対策を進めていくことができるよう技術支援事業を継続的に実施していく。

オ 市町村職員技術研修事業は、市町村において、即戦力として求められる技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

カ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業及びまちづくり事業）は、事業の安定的な実施を確保するため、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者からの浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集し、それぞれの期間や量の受け皿としてのバランスがとれる事業計画等を策定し、着実に埋立造成事業を進めるとともに、緑豊かな水辺環境の創出、都市環境の改善に取り組む。

キ 大阪北摂霊園事業は、多様化する墓所ニーズに対応するため、樹木葬墓地など魅力ある墓所を提供するとともに、開園から50年が経過して施設の老朽化が進んでいることから、長期的かつ計画的な補修を実施する。また、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等に取り組む。

○ 収益事業等では、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保を図るため、千里中央・北千里両地区の所有資産について、有効活用を図る。特に、北千里地区は、市街地再開発準備組合の円滑な運営にあたり、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、千里北センター(株)の整理、再開発後の所有資産による収益確保策を検討するとともに、市の考えるまちづくりの実現に貢献する。

○ その他事業では、現在、10か所の近隣センターにおいてオープンスペース等の管理運営を行っており、地元市や商業者等と連携して、地域住民にとって利便性の高い施設運営を行うとともに、近隣センターの地元市への引継ぎを含めたまちづくりへの適切な活用に向けて、方向性を定める。

【対象役員の職務】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算・決算、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応（府との協議・調整の実施）
- 法人事業の安定的な実施に係る収支スキームの構築

以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。

これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【法人の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府職員を派遣する必要性等】

- 密集市街地まちづくり活動支援事業は、府が令和3年3月に改定した「大阪府密集市街地整備方針」に基づく令和7年度までの危険密集の概ね解消（平成24年当初の9割以上）を目標に取り組みを進めるためには、これまで以上に府・関係市との連携が求められるとともに、令和8年度以降の密集市街地整備の方向性、基本財産の取崩しによる事業の推進のあり方などについて、府・関係市との調整が必要となってくる。
これらの業務を指揮し府・市と協議・調整していくためには、法人の常務理事に、府や市の密集市街地整備施策や住宅・建物の耐震化・不燃化の施策などのまちづくり行政に精通した専門的知識を有する府職員の派遣が不可欠である。
- 公共空間まちづくり活動支援事業や土地区画整理等支援事業、市町村道路施設点検等支援事業、市町村のまちづくり行政に対する技術支援などの業務を進めていくためには、府や市町村をはじめ様々な関係者との調整・協議を円滑に行う必要があり、まちづくり行政に精通した府職員の派遣が不可欠である。
- このほか、近隣センターまちづくり事業についても、業務の効果的な運営などをめざしていく上で、市町村など関係機関との緊密な連携、協議・調整やまちづくり行政に関する専門的な知識・経験が求められることから、常務理事にはまちづくり行政に精通した府職員の派遣が不可欠である。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人のミッションである「まちづくりの総合コーディネート財団として、技術力・ノウハウ、マンパワーの蓄積・発揮により、府や市町村等と連携して、様々な都市的課題の解決に貢献し、地域の活性化を実現する」ことが必要である。
- 以上の理由から、本府の政策課題に連携して取り組む者として、常務理事には、行政経験が豊富でかつまちづくり施策に精通し、府の方針を踏まえつつ協議調整が行える、府職員の派遣が不可欠である。